消防行政の連携・協力に関する協定書

瀬戸市(以下「甲」という。)と尾張旭市(以下「乙」という。)は、次のとおり消防行政の連携・協力に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲及び乙が有する人的・財政的な資源を有効活用し、甲及び乙の消防力を確保・充実するため、甲及び乙が保有する消防事務の性質に応じて、その事務の一部について柔軟に連携・協力するため必要な事項を定めるものとする。

(連携・協力事項)

第2条 この協定に基づき連携・協力する、消防行政に係る事務及び当該事務を 行うための必要な事項については、別に定める。

(経費の負担)

第3条 この協定を実施するために要した経費の負担方法については、別に定める。

(情報交換)

第4条 この協定に基づく連携・協力を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、消防力の現況その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(委任)

- 第5条 第2条及び第3条に規定する事項、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙双方の消防長が協議して別に定めるものとする。 (施行)
- 第6条 この協定は、平成30年10月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各 1通を保管する。

平成30年9月28日

甲 瀬戸市 瀬戸市長

伊藤保德

乙 尾張旭市 尾張旭市長

水 野 義 則